

## ◆定期開催 無料相談会&公開講座「空き家塾」

空き家・不動産・終活に関する市民向け相談会や講座を毎月開催しています。また、当団体に興味がある方、交流をしたい方など自由に参加してもらえらる集まりです。会員は様々な業種が在籍しており、会員間の交流の場にもなっております。お気軽にご参加ください。

### <相談会のご案内>

当NPO所属の相談員が空き家に関してのお困り事に無料で相談をお受けします。相談には、岐阜県空家等総合相談員・空き家相談士・行政書士・宅建士等の専門家が対応します。

※相談会は予約制です。下記記載の事務局まで電話かメールにてご連絡ください。

場所：みんなの森ぎふメディアコスモス かんがえるスタジオ（岐阜市司町40番地5）

### <日程>

日にち	相談会の時間	公開講座（時間）
4月24日(水)	15:00~18:00	賃貸借契約の原状回復について (15:30~16:00)
5月29日(水)	15:00~18:00	商品としての不動産（土地）（15:30~16:00）
6月19日(水)	15:00~18:00	未定（決まり次第ホームページに掲載いたします）

## ◆会員紹介

### 清水 孝明

羽島市役所に勤めるバリバリの公務員ですが、いつしか空き家問題に目覚め、今ではNPOの中核で活躍されています。人当たりがよく面倒見がよい公務員の鏡の様な存在で、これからのNPOに期待される人材です。

紹介者：加藤 勲

## ◆SNS情報



相談会の情報をお知らせ。LINEトークからも空き家相談の予約が可能です！

団体活動や会員が配信したい内容を掲載しています！空き家関連以外にも様々な情報も発信中



## ◆AKIYA通信購読のご案内

AKIYA通信を定期購読されたい方はこちらよりお申込みください。  
※お問い合わせ欄に「AKIYA通信定期購読希望」とご入力ください。  
アクセスはこちら ●<https://gifu-akiya.net/contact/>



NPO法人岐阜空き家・相続共生ネット  
住所：岐阜市坂井町1-24 Agora岐阜 1F  
TEL：058-253-5255(事務局)  
Email：2015@gifu-akiya.net  
HP：https://gifu-akiya.net/



NPO法人岐阜空き家・相続共生ネット

# AKIYA通信 2024春号

発行/2024年4月1日 発行者/NPO法人岐阜空き家・相続共生ネット 〒500-8857岐阜市坂井町1-24 058-253-5255

## 今号のお届け情報！

- ◆「遺贈寄付」知っていますか？
- ◆小林会員の思い
- ◆活動報告 ◆イベント情報



## ◆登記義務 名札付け替え スムーズに

所有者がわからない所有者不明土地が日本の九州の面積ほどあるというデータが示されています。広さだけの問題ではなく「所有者が不明」が重要です。

日本では明治19年に登記の法律ができました。個人や法人が持つ財産（不動産、物権、債権など）上の権利や義務を広く他人に示すため、公開された帳簿（登記簿）に記載することを指します。不動産などに名札を付けることを「登記」といいます。保管場所（登記所：法務局）にいけば誰でも名札を見ることができ、書面で交付を受けることができます。

「空き家」が増えると共に、それらの売買や賃貸が増えてきました。先祖からの「実家」の名札を付け替えることが必要になります。ところが名札がご先祖（亡くなった方）のままであることがよくあります。人が亡くなり役所の窓口に死亡届を提出すれば、戸籍に死亡の事実が記載され、住民票が抹消されます。そして埋葬許可があり、現在はほとんどの方が火葬されます。

一方不動産は火をつけて燃やすわけにはいきません。相続人の合意をもって登記の移転（相続登記）をしなければいけません。…不動産の移転・滅失には手間・暇がかかります。



## 空き家の豆知識

### 空家川柳「登記義務 3年超える ペナルティ」

相続登記がされていないために、「所有者不明土地」が全国で増加し社会問題となっています。今まではしてもしなくてもいい「任意」が、今回「義務」となりました。「登記の義務」は令和6年4月1日からはじまります。以前に相続した不動産もすべて対象です。要注意です！相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に法務局に申請する必要があります。正当な理由がないのに、相続登記をしない場合、10万円以下の過料に科される可能性があります。※過料：行政上の義務違反に対する金銭罰



## ◆「遺贈寄付」知っていますか？

最近、遺贈寄付ということを知ったことはありますか？  
お問い合わせも増えたので、ここでお伝えしようと思います。

遺贈寄付とは、遺言によって、遺産の一部または全部を公益社団法人、NPO法人、学校法人、国立大学法人、その他の団体などに寄付をすることです。

「寄付なんて、お金のある人がやることでしょ?!」なんて、思いませんでしたか？いえいえ、そういうわけではありません。

1万円位からできるのです。

老後のお金を心配することなく、応援したい先に寄付することができます。遺言書を書いたからといって寄付を約束したわけではなくて、財産が残らなくても構わないのです。

例えば、寄付金でできることは、1,000円だと炊き出し用のお弁当が3食分用意、1万円だと約10人分の緊急食糧、10万円だと無料学習会に通う受験生30人が模試を受けられる…

寄付する団体によって出来ることは異なりますが、人生最後のお金の使いみちとして少しだけ、自分が応援したい事や社会貢献にお金を託すことができます。

お金と想いを負担なく承継できる、自己実現の方法でもありますね。

「ばあば、こんなこと考えてたのね。」「じいじは昔から人を喜ばせるのが好きだったね。」と、笑顔で思い出してもらえる、それが「遺贈寄付」という方法です。

## ◆小林会員の思い



はい。皆さんこんにちは。入会3年目、KyK小林です。

弊社は、生コンクリート販売、中古車販売、外構工事一式を手掛け創立4周年を迎えました。

「そんな会社がなぜ空き家？」と思われる方がたくさんみえるのではないかなと思いますので、私の入会のきっかけと「こうであってほしい」と感じる「岐阜空き家・相続共生ネット」についてお話をさせてください。

私がこのNPOを知ったのは、いまから3年ほど前テレビをつけたときに名和さん（当団体理事長）が岐阜の空き家について熱く語られているのを見て、まさに「これだ」と思いすぐに入会しました。

じつは、私の出身地は不破郡関ヶ原町。天下分け目の関ヶ原なんですね。

自然に囲まれた、店もない、病院もない…あるのは雪と年配者ばかりの町なんです。だから人口減少は進むわ、若い人はいないわ…。空き家があちらこちらにあり、実家のまわりも高齢者の独り世帯ばかりで、何かあったらどうするのと心配になったりします。

そこで、「近所の人たちに活力と楽しみを与えるにはどうしたらよいか？」や「これから必ず増えてゆく空き家をどう利用し町に活気を取り戻したらよいか？」と、年を重ねるたびにこの気持ちが強くなり、入会に至ったわけです。いつもこのNPOで知り合った方々からいろいろな情報やお知恵をお借りして、関ヶ原を住み良く明るいまちにしたいと微力ながら考えたりします。



こう思うのも一応、私の故郷だからなんですね。

入会后、西濃1市5郡の行政機関をまわり、いろいろなお話をいただきました。

どこの行政も、まずは「お世話になります」と言ってくれます。そこから「困っています」となり「何とかしてください」で終了です。

どこの行政もお手上げ状態。

予算や決算までの時間、移動や縦割りなどたくさんのハードルがあるというのも痛感しました。

しかし、一番困っているのは空き家の所有者であり、本当は一人暮らしのおじいちゃん・おばあちゃんがじゃないかな～って思います。だけど、その家に対してのこだわりってすごいですよね。私の親もそうですからわかります。

しかし、残念ながら時間と老朽化は待ってくれません。

だから、そのような方たちのためにもこのNPOからいろいろな情報や楽しめる場所を提供してあげたいのです。「年寄カフェ」や「でかい野菜作り指南」など空き家を拠点に町づくりなんていいよなって思いませんか？（アハハ！）

そんな「NPO法人岐阜空き家・相続共生ネット」に私は魅力を感じ、たくさんの人から共感やありがたい言葉をいただけるのではと期待しつつ筆を置きたいと思います。

## ◆活動報告

### ●12月16日岐阜市三田洞神仏温泉相談会

定期開催しておりました相談会を実施し、2組の相談を受けました。

### ●1月25日岐阜県空家対策人材育成支援事業 市町村担当者研修会

岐阜県市町村空家担当者向けの研修会に名和理事長が講師として参加しました。空家法改正に伴う空家相談についてセミナーを行いました。

### ●2月10日わが家の羽島市終活セミナー&相談会

毎年羽島市と共催で行っている終活セミナー相談会を行いました。

### ●2月17日多治見市我が家の終活セミナー

市民向けの終活セミナーに名和理事長が講師として参加しました。

### ●2月22日市町村空家担当定期継続支援事業研修会

当団体主催の岐阜県空家担当者向け研修会を行いました。

### ●2月17日～25日NPO活動パネル展

みんなの森ぎふメディアコスモスで行われた「NPO活動パネル展」に

出展しました。NPO活動に対する関心と理解を深めてもらう目的として行われました。



（パネル展示資料）

## ◆イベント情報

岐阜市三田洞神仏温泉にて相談会を行います。お風呂に入るついでに空き家や終活についてお話しませんか？相談は無料です。※施設入館料は必要となります。

<日時> 2024年5月21日(火)、8月20日(火)、11月19日(火) 10:30～15:30

<場所> 岐阜市三田洞神仏温泉（岐阜市三田洞222番地） 1階松風の間